みらい学園　登園許可書

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場所です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐため、感染力のある期間は、登園を停止させていただきます。下記の感染症について医師の診断による登園許可書の提出をお願いいたします。

園 児 氏 名：

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき主治医が判断
	麻しん（はしか）	解熱後３日を経過するまで。
	インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ解熱した後３日を経過するまで。
	新型コロナウイルス	発症した後５日を経過し、かつ症状軽快後１日を経過するまで。
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで。
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが、かさぶたになるまで。
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで。
	咽頭結膜熱（プール熱、アデノウイルス感染症）	主な症状が消失した後２日経過するまで。
	流行性角結膜炎 （はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において、感染のおそれがないと認められるまで。
	腸管出血性大腸菌感染症（O157 等）	医師により感染のおそれがないと認められるまで。
	その他（　　）	医師により感染のおそれがないと認められるまで。

上記の疾患で、　　年　　月　　日から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、　　年　　月　　日より登園をしてよいことを証明します。（園生活における留意事項：　　）

証　明　日：　　年　　月　　日

医療機関名：

医師名（署名）：

香川県小児科医会感染症対策委員会『園・学校における感染症対策ガイドブック』第２版より